

在ネパール日本人会

商工部会会則

2018年3月5日改訂

第一条 名称

本会は、在ネパール日本人会商工部会（英名 Japanese Chamber of Commerce in Nepal; 略記 JCCN）と称する。

第二条 目的

1. 日本・ネパール両国の親善および経済発展への寄与
2. 会員企業の商工活動の支援
3. 会員相互の親睦と協力、および情報の交換と共有

なお、本会は営利を目的とせず、特定の個人・法人その他の団体の利益を目的とした事業や活動は行わないこと、また政治・宗教目的の活動に関与しないことを共通認識とする。

第三条 会員

本会は、在ネパールの商社、銀行、建設業、製造業、サービス業、経済協力法人等で商工業に関連ある業務を営む法人または個人をもって組織する。

第四条 資格

本会は次の会員をもって構成する。

正会員

- 1) ネパールに事務所等の拠点を有する日系法人。日系法人とは、日本に本社や主たる事務所を有する法人等が、出資、設立または設置した会社、支店、駐在員事務所、連絡所等をいう。
- 2) 上記 1)の日系法人ではないが、ネパールに事務所等の活動拠点を有し、常に 1 名以上の日本人が関与している法人その他の団体。

賛助会員

- 3) 本部会の目的に賛同し、本部会の支援のために入会を希望する、商工業に関係する法人その他の団体。

第五条 議決権等

本会会員の議決権等は次の通り定める。

- 1) 正会員
議決権、選挙権、被選挙権を有する
- 2) 賛助会員
議決権、選挙権、被選挙権を有しない

第六条 総会

本会の総会は定期総会と臨時総会からなる。

- 1) 定期総会
定期総会は年一回 3 月に開催し、委任状を含む正会員数の三分の二以上の出席を持って成立し、出席会員の過半数の賛

成をもって議決する。議長は当該年度の会長がこれを努める。電磁的方法による委任状の提出は、事前に事務局に報告のあった登録メールアドレスからのものを有効とする。

2) 臨時総会

臨時総会は必要に応じ、会長の招集または理事会の決定、ならびに会員総数の五分の一以上の会員の要求があった場合に招集するものとし、その成立、議決、議長については定期総会の項の定めに準ずる。

3) 総会での承認必要事項を以下の通り定める。

- ア) 前年度活動報告、次年度活動計画、決算、予算
- イ) 会長および理事の選任、解任
- ウ) 会則の改定
- エ) 本会の解散
- オ) その他、理事会にて総会承認事項として決定されたもの。

第七条 理事および理事会

本会の理事は、会長 1 名、副会長 2 名以内、会計担当 1 名、監事 1 名および各分科会から選出される分科会長複数名から構成され、いずれも正会員であることを要件とする。前者 5（副会長 1 名の場合は 4）名は、第 6 条に定める手続きで選出された理事の互選で任命され、その任期は当該年度の総会終了後から次年度総会終了までの一年とする。ただし分科会長との兼任および再任を妨げない。

- 1) 本理事会に、議決権等を有しない、事務局を設置することができる。

2) 理事の責務

- ア) 部会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。
- イ) 副部会長は会長を補佐する。会長不在に際しては、会長または理事会により指名された副部会長1名が会長の職務を代行する。
- ウ) 会計は別途定める「会計細則」に準じて、プロジェクトを含む会活動に関する一切の会計実務を統括する。日常実務にあたっては、事務局担当者の協力をあおぐことができる。
- エ) 監事は本会業務の執行および会計を監査し意見を述べるが、議決権を有しない。

3) 任期途中で理事の交代が生じた場合は、理事会の承認をもって後任者を任命する。ただし分科会長については各分科会の事前承認を条件とする。

4) 理事は原則として毎月理事会を開催し、本会の目的達成のための諸課題を協議し、必要な決定を行うことで、既決事項や実施案件の執行責任を負う。理事会は理事総数の過半数の出席を要し、その出席理事の三分の二の承認を持って決議する。事前に登録されたメールアドレス等からの意見は、出席理事の同意をもって有効と認める。理事会の議長は会長が努め、採決権は議長に付与する。

本条に定める事項

- ア) 分科会の新設または廃止
- イ) プロジェクト等個別案件の予算、寄付募集を含む計画精査、承認および停止
- ウ) 第十二条に定める手続きに基づいた新規会員の入会

- エ) 次年度理事の選任、次年度計画および予算作成、総会への提案
- オ) その他の会務で会長により理事会決議事項と認められたもの

第八条 活動

- 1) 本会に複数の分科会をおき、各会員はいずれかの分科会に所属する。
- 2) 分科会の新設および廃止は理事会の承認を必要とする。
- 3) 各分科会は本会の目的を十分に理解した上で、それぞれの特色を念頭におき、合議によって、自立した活動を行うものとする。各分科会会長は、既決事項や実施案件の計画推進、執行責任を負うと共に、理事会への報告、説明を行うものとする。プロジェクトを含む実施案件の報告は以下の通り行わなければならない。
 - ア) 発議、計画策定の段階（概要のみ）
 - イ) 計画決定、実施決定の前（理事会承認事項。予算含む）
 - ウ) 実施日まで1ヶ月を切った段階または予算の半分を支出した段階
 - エ) 実施後2週間以内
 - オ) その他会長または理事会から報告、説明の要請があったとき
- 4) 前項3のための書式は、分科会長からの申請に基づいて理事会が決定する。

第九条 会計、決算、監査

- 1) 本会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。
- 2) 本会の運営資金は、会費、補助金および寄付金によるものとし、会費の額は理事会において決定し、総会で承認を得た上で、本会の附則に記載する。
- 3) 本会の会計帳簿は、別途定める「会計細則」に準じて会計担当理事が作成し、監事による監査を経た上で、理事会およびその後の総会で承認を得るものとする。
- 4) 各分科会およびプロジェクトにて、臨時会費または寄付金等を徴収する必要がある場合には、その目的、金額の根拠、徴収方法および会計担当者等について理事会に報告した上で承認を得、必ず会長と分科会長の連名で行うものとし、分科会独断での徴収は一切認めない。

第十条 入会

- 1) 本会への入会は理事会の承認を要する。
- 2) 入会にあたっては、正会員、賛助会員を問わず、理事会で定める書式（入会申請書）に必要事項を記入のうえ、正会員1名（社）および所属を希望する分科会長の推薦とともに、理事会へ申請を行う。推薦は、電磁式を含む書面および審査当日の口頭によるもののいずれも有効とする。
- 3) 入会の承認は第七条の理事会決議の定めに準ずる。

第十一条 解散

本会は次の事由に該当する際に解散する。

- 1) 総会において解散が決議されたとき。
- 2) ネパール連邦民主共和国の法制度により、解散の指導があったとき。

解散時において負債を差し引いても余剰資産が発生する場合は、その処分方法は理事会の発議により、総会で決議し、決定するものとする。

付則

第一条 会費

会費（会費はネパールルピーで納入する）

正会員（1）（本邦） 年会費 30,000 ルピー（月額 2,500）

正会員（2）（現地） 年会費 12,000 ルピー（月額 1,000）

賛助会員 年額寄付 10,000 ルピー/一口、最低一口

正会員の年度途中での入会にあたっては、入会承認月から月額ベースで納付とする。ただし、既存会員の退会に際しての精算は行わない。賛助会員の年額寄付は、入会時期を問わず、一括納付払い切りとする。